

生駒市規則第 25 号

生駒市職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 25 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

(生駒市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 1 条 生駒市職員の育児休業等に関する規則 (平成 4 年 4 月生駒市規則第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 12 条」を削る。

第 3 条を次のように改める。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情及び養育計画の申出)

第 3 条 条例第 3 条第 4 号の規則で定める方法は、法その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

2 条例第 3 条第 4 号に規定する当該子を養育するための計画については、育児休業等計画書 (様式第 1 号) により任命権者に申し出るものとする。

第 9 条中「第 5 条」を「第 6 条」に改め、同条を第 19 条とする。

第 8 条第 1 項中「様式第 4 号) により」を「様式第 5 号) により、部分休業を始めようとする日の原則として 1 月前までに」に改め、同条第 2 項中「第 3 条の 2 第 2 項」を「第 4 条第 2 項」に改め、同条を第 18 条とする。

第 7 条の 3 第 1 項中「第 5 条の 3 第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同項第 1 号ア中「大学院修学従業」を「大学院修学休業」に改め、同条を第 10 条とし、同条の次に次の 7 条を加える。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第11条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和41年11月生駒市規則第6号)第12条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

(再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情及び養育計画の申出)

第12条 第3条第1項の規定は、条例第11条第5号の規則で定める方法について準用する。

2 第3条第2項の規定は、条例第11条第5号の当該子を養育するための計画について準用する。

(条例第12条の勤務形態について規則で定める日数及び時間)

第13条 条例第12条の規則で定める日数及び時間は、勤務日が引き続き12日を超えず、かつ、1回の勤務が16時間を超えないものとする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第14条 育児短時間勤務(法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書(様式第4号)により行うものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項に規定する承認又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第15条 第6条の規定は、育児短時間勤務について準用する。この場合において、同条第1項第4号中「条例第5条第1号」とあるのは、「条例第14条第1号」と読み替えるものとする。

(育児短時間勤務に係る通知)

第16条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、その旨を記載した文書を交付しなければならない。

- (1) 職員の育児短時間勤務を承認する場合
- (2) 職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認が取り消された場合

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る通知)

第17条 任命権者は、次に掲げる場合には、短時間勤務職員(法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)に対して、その旨を記載した文書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において、文書の交付によらないことを適当と認めるときは、文書の交付に代わる適当な方法をもって文書の交付に代えることができる。

- (1) 法第18条第1項の規定により職員を採用した場合
- (2) 短時間勤務職員の任期を更新した場合
- (3) 任期の満了により短時間勤務職員が当然に退職した場合

第7条の2の見出しを「(任期付職員の任用に係る通知)」に改め、同条中「書面を」を「文書を」に、「場合のうち」を「場合において」に、「当該書

面の交付」を「文書の交付」に、「当該書面に代わる文書の交付をその他」を「文書の交付に代わる」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出しを「（育児休業の承認等の通知）」に改め、同条中「書面」を「文書」に改め、同条第5号中「育児休業」を「職員の育児休業」に改め、同条を第8条とする。

第6条の見出しを「（育児休業をしている職員の職務復帰）」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出し中「子」を「育児休業に係る子」に改め、同条第3項中「第3条の2第2項」を「第4条第2項」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条の2第1項中「する日の」の次に「原則として」を加え、同条を第4条とする。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

育児休業等計画書

(任命権者) 殿		提出年月日		年	月	日
		申出者 所 属		職・氏名		印
<p>生駒市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について、次のとおり提出します。</p> <p>なお、次の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</p>						
1 請 求 の 別		育児休業		育児短時間勤務		
2 請 求 に 係 る 子						
子 の 氏 名			生 年 月 日	年 月 日		
3 請 求 者 の 計 画						
請 求 期 間		年 月 日から		年 月 日まで		
再度の請求予定期間		年 月 日から		年 月 日まで		
4 配偶者の養育計画						
配 偶 者 の 氏 名						
子を養育するための方法		育児休業 育児休業以外の休業・休暇		育児短時間勤務 その他 ()		
5 備 考						

注

- (1) 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。
- (2) 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- (3) 「子を養育するための方法」欄には、請求者の育児休業又は育児短時間勤務における請求期間の満了日の翌日から再度の請求予定期間の初日の前日までの期間における子を養育するための方法を記入すること。
- (4) 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- (5) 変更の届出の場合は、1 から 4 までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。
- (6) 該当する には、レ印を記入すること。

育児休業承認請求書

(任命権者) 殿		請求年月日		年	月	日
		請求者 所属		印		
		請求者 職・氏名				
次のとおり		育児休業の承認		を請求します。		
		育児休業の期間の延長				
1 請求に係る子			2 請求者以外の子の親			
氏名		氏名				
続柄		子との同・別居		同居		別居
生年月日	年 月 日	就業の有無		有		無
3 請求の内容	育児休業の承認		育児休業の期間の延長			
	再度の育児休業の承認		育児休業の期間の再度の延長			
(再度の育児休業又は育児休業の期間の再度の延長が必要な事情を記入)						

4 請求期間		年 月 日から		年 月 日まで		
5 既に育児休業をした期間		年 月 日から		年 月 日まで		
		年 月 日から		年 月 日まで		
6 備考						

注

- (1) この請求書(育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- (2) 子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- (3) 「6 備考」欄には、(ア) 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合には、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ) 請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ) 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- (4) 該当する には、レ印を記入すること。

養育状況変更届

届出年月日 年 月 日

(任命権者) 殿

届出者 所 属
職・氏名

印

育 児 休 業
次のとおり 育児短時間勤務 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。
部 分 休 業

育児休業等に係る子を養育しなくなった。

同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。
その他()

育児休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった。

育児休業等に係る子が死亡した。

育児休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む。)

育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

その他()

発生日

年 月 日

注 該当する には、レ印を記入すること。

様式第4号(第14条関係)

育児短時間勤務承認請求書

(任命権者) 殿		請求年月日		年	月	日
		請求者	所属 職・氏名	印		
次のとおり 育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長 を請求します。						
1 請求に係る子			2 請求者以外の子の親			
氏名			氏名			
続柄			子との同・別居	同居	別居	
生年月日	年	月	日	就業の有無	有	無
3 請求の内容	育児短時間勤務の承認			育児短時間勤務の期間の延長		
	再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)					
4 請求期間	年		月	日から	年	月
5 勤務の形態	週 時間勤務					
	(育児休業法第10条第1項		第1号	第2号	第3号	の勤務の形態)
勤務の日及び時間帯			第4号	第5号		
6 既に育児短時間勤務をした期間	年		月	日から	年	月
	年		月	日から	年	月
7 備考						

注

- (1) この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- (2) 子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- (3) 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- (4) 「7 備考」欄には、(ア) 請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ) 請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ) 請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- (5) 該当する には、レ印を記入すること。

様式第 4 号の次に次の 1 様式を加える。

部分休業承認請求書

請求年月日 年 月 日			
(任命権者) 殿		請求者 所 属 職・氏名	
印			
次のとおり部分休業の承認を請求します。			
1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	同居 別居
生年月日	年 月 日	就 業 の 有 無	有 無
3 請求期間 及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	毎 日 その他()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	毎 日 その他()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
4 備 考			

注

- (1) この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、戸籍謄(抄)本、住民票の写し等)を添付すること(写しでも可)。
- (2) 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている場合には、その内容を「4 備考」欄に記入すること。
- (3) 部分休業の承認が、職員からの請求により取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
- (4) 該当する には、レ印を記入すること。

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年3月生駒市規則第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第7条の2」に改める。

第1条中「に基づき」を「の規定に基づき」に改める。

第2章中第7条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外)

第7条の2 第4条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)には、適用しない。

第10条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)

第10条の2 条例第7条第2項ただし書の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第11条の2中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第13条を次のように改める。

第13条 条例第12条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数(1日未満の端数があるとき

は、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。)

160時間に条例第2条第2項から第4項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8時間を1日として日に換算して得た日数

第13条の2中「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の」を「再任用短時間勤務職員等としての」に、「当該採用された」を「当該職員として採用された」に改める。

第13条の3第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「第4項において同じ。」の次に「又は任期付短時間勤務職員(条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。第4項において同じ。)」を加え、同条第4項中「再任用職員」の次に「又は任期付短時間勤務職員」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第13条の4 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初

日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第12条第1項第1号又は第2号に掲げる年次有給休暇の日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

(1) 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型

育児短時間勤務」という。)を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

第14条中「20日」の次に「(第13条各号に掲げる職員にあっては、同条の規定による日数)」を、「残日数」の次に「(当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあつては、当該残日数に前条各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数とし、1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数とする。)」を加える。

第15条を次のように改める。

(年次有給休暇の単位)

第15条 年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。ただし、育

児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等に係る年次有給休暇の単位は、市長の定めるところによる。

第16条第3項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等に係る病気休暇の単位は、市長の定めるところによる。

第18条第3項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等に係る介護休暇の単位は、市長の定めるところによる。

第28条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等については、市長の定めるところにより、同項に規定する休暇を日に換算するものとする。

第32条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第33条及び第34条中「臨時」を「臨時の職員」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第3条 給料等の支給に関する規則(昭和32年7月生駒市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の2を次のように改める。

(再任用短時間勤務職員等の給料月額の間数計算)

第1条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定により算出された給料月額に1円未満の間数があるときは、その間数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第2

8条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第

2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。） 条例第 4 条の 2

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第 17 条の規定の適用を受ける者を含む。以下「育児短時間勤務職員」という。） 条例第 4 条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 9 項

(3) 育児休業法第 18 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付育児短時間勤務職員」という。） 条例第 4 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項

第 2 条の 2 第 1 項第 3 号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

第 5 条の 5 第 1 項中「、管理職手当」を「管理職手当」に改め、「職員」の次に「（再任用短時間勤務職員を除く。）」を、「掲げるとおりとする」の次に「（育児短時間勤務職員にあってはその額に育児短時間勤務算出率（条例第 4 条第 1 項に規定する育児短時間勤務算出率をいう。以下同じ。）を、任期付育児短時間勤務職員にあってはその額に条例第 4 条第 1 項に規定する任期付育児短時間勤務算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加え、同条第 4 項中「額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を「額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」に改める。

第 6 条第 1 項第 6 号中「第 5 条の 3 第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

第 7 条第 2 号中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付育児短時間勤務

務職員」を加え、同条第3号中「再任用短時間勤務職員」の次に「、任期付育児短時間勤務職員」を加える。

第9条中「又は再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員又は任期付育児短時間勤務職員」に改める。

第10条第2項に次の1号を加える。

- (4) 育児短時間勤務職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に育児短時間勤務算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1

第12条第1項第3号中「第5条の3第2項」を「第7条第2項」に改める。

第16条第2項中第8号を第9号とし、同項第7号中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 育児短時間勤務職員として在職した期間から当該期間に育児短時間勤務算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

第18条第1号中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）」を「再任用職員」に改める。

第19条の2中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付育児短時間勤務職員」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。